

平成 28 年 9 月 6 日

神奈川県手話推進計画に関する諸施策の進め方について

委 員 河原雅浩

神奈川県聴覚障害者連盟
神奈川手話通訳問題研究会
一般社団法人横浜市聴覚障害者協会
横浜市手話通訳者協会
特定非営利活動法人川崎市ろう者協会
川崎市登録手話通訳者団
公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会
神奈川県手話通訳者協会

現在、神奈川県手話推進計画に関する諸施策が進められているところであるが、この進め方を見ると、残念ながら障害者権利条約の理念である「私たち抜きに私たちのことを決めるな（” Nothing about us without us”）」に沿って進められているとは言えません。

いろいろな施策が県主導で進められ、当事者団体が意見を求められた時にはすでにほぼ内容が固まっており、大きく変えることは難しいという状況が起きています。

このような状況は、従来 of 行政の障害者施策の策定過程と何ら変わらぬものであり、障害者権利条約の策定過程において世界に示された、障害者政策の形成と実施の全過程への障害当事者の参画の考えに反するものであります。

昨年度の手話言語普及推進協議会においても、当事者の方の声の大切さというのを再確認して、それを本当に生かせるような計画の推進をしていかななくてはいけないということが確認されています。

改めて県に対し、手話推進計画に関する施策の推進にあたっては、最初の段階から当事者団体と協働して施策の立案、策定、実施を進めていくことを強く求めます。

【参 考】

「今、世界の障害者は、障害者権利条約の策定過程への参画（決定権を持つ参加）を通して、自らの存在を示すとともに、障害種別を超えた連帯による変革の可能性を明らかにした。障害者権利条約は、障害関連の政策決定過程に障害者自身の参画を求めている。それは障害者の主体的な参画が、政府及び一般社会との新たな関係と協働を創造し、障害者自身を含む社会のすべての人の意識と制度を大きく変える原動力となるからである。障害者を含む、あらゆる人の参画によって、私たちの社会は一層、本当の意味で豊かで、個人や集団の違い・多様性を尊重する、真に創造的で活力ある社会となることができると、私たちは確信している。」

（内閣府 障がい者制度改革推進会議 平成 22 年 6 月 7 日 『障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）』 第 1 はじめに 1. 序 より抜粋）

「従来の政府政策は、官僚が素案を提示し、これを官主導の審議会で多少お化粧直しし、パブリックコメントを経て決定されるのが通例であった。しかし、当事者主体の推進会議はこの慣例を打破した。『私たちのことを、私たち抜きに決めないで!』は障害者政策の形成と実施の全過程でも守られるべき大原則である。」

(月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」 平成24年1月号 『障害者政策の形成・実施と当事者参画—障害者政策委員会に期待するもの』 山崎公士 神奈川大学教授 より抜粋)